

2022年3月18日
沖縄電力株式会社

「電気最終保障供給約款」および「離島供給約款」の届出について

当社は、国の審議会における議論を踏まえ、本日、電気事業法第20条第1項および第21条第1項に基づき、「電気最終保障供給約款」および「離島供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行いましたのでお知らせいたします。

【変更内容】

非FITの発電設備の取扱い

第41回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2021年11月18日開催）において、特段の理由がないにも関わらず分割された発電設備群について「一つの発電設備」としてみなすことが必要と整理がなされたことに伴い、当該内容を供給条件に反映します。

なお、「電気最終保障供給約款」および「離島供給約款」は、2022年4月1日の実施を予定しています。

以上

(参照 URL)

- 最終保障供給約款変更届出書(令和4年3月18日)／電気最終保障供給約款(令和4年4月1日実施)
<https://www.okiden.co.jp/common/electricity-liberalization/guarantee/>
- 離島供給約款変更届出書(令和4年3月18日)
<https://www.okiden.co.jp/common/clause/document/index.html>
- 離島供給約款(令和4年4月1日実施)
<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/remote-island/>